

損害賠償請求調停事件について

1 調停申立ての内容

(1) 申立ての趣旨

県に対し、3,000 万円および遅延利息（年 5%）の支払いを求める。

(2) 申立人の主張

申立人は、平成 24 年度後半における過重労働のため、平成 25 年 6 月 18 日にうつ病の診断を受け、傷病休暇（平成 26 年度の再度の休暇および休職も含む）を取得した。このことにより多大な精神的苦痛を被った。

これは、県が労働者に対する安全配慮義務の履行を怠ったことによるものであり、ついては、申立人が被った精神的苦痛に係る損害の賠償を求める。

経緯

平成 25 年 1 月 同僚が特別休暇等を取得したことにより、申立人の業務が増加
平成 25 年 5 月 長時間労働を行った職員に対する産業医面接指導
平成 25 年 6 月 特別休暇（～25 年 9 月）

平成 26 年 5 月 特別休暇・休職（～ 27 年 4 月）
平成 26 年 12 月 公務災害認定

公務災害認定の要旨

「上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、（中略）肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合」に該当し、公務上の災害と認められる。

2 大津簡易裁判所調停委員会による調停案

- (1) 滋賀県は、申立人に対し、地方公務員災害補償基金平成 26 年 12 月 11 日付公務災害認定通知にかかる申立人を被災職員とする公務上の災害（以下、「本件公務災害」という。）による慰謝料として金 200 万円の支払義務があることを認め、同金員を支払う。
- (2) 申立人と滋賀県は、申立人と滋賀県との間には、本件公務災害による損害賠償に関し、調停条項に定めるほか、地方公務員災害補償基金から受ける補償に関する部分を除き、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (3) 調停費用は各自の負担とする。

3 調停案に係る考え方

申立人のうつ病発症が公務に起因することは争いのないところであり、雇用主として誠実な対応が求められている。

調停委員会の提示する調停案は、県の雇用主としての対応が相当に評価された慰謝料額となっていることから、調停案に合意し、本件の解決を図ることが適当と判断したもの。